

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年8月7日提出
【計算期間】	第29期特定期間 (自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)
【ファンド名】	スーパーバランス（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産（ ） 資産複合

##### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

###### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

## &lt;属性区分表（網掛け表示部分）の定義&gt;

## その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、複数資産（当ファンドにおいては株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

## 年12回（毎月）

目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

## グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額： 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金(もしくは分配金)として享受する仕組みになっています。

・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分(グローバルアセットアロケーション)をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

<当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要>

関係法人の名称           りそなアセットマネジメント株式会社

資本金                   10億円

関係業務の概要           ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## [ 世界の6資産に分散投資 ]

「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

### <アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

## [ 各資産の銘柄選定の方針について ]

投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券 安定性 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式 成長性 東証株価指数（TOPIX）+ アルファを目指す運用
- ・外国債券 安定性・好利回り 先進国の国債中心の運用  
FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・外国株式 成長性・好配当利回り 先進国の好配当銘柄に注目した運用  
MSCI-KOKUSAI（円換算ベース）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・内外リート インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

- \* 東証株価指数（TOPIX）、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、MSCI-KOKUSAI（円換算ベース）、S&P先進国REIT指数（日本を含む、円換算ベース）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、FTSE Fixed Income LLC、MSCI Inc.、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

## （２）【ファンドの沿革】

1998年12月 1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

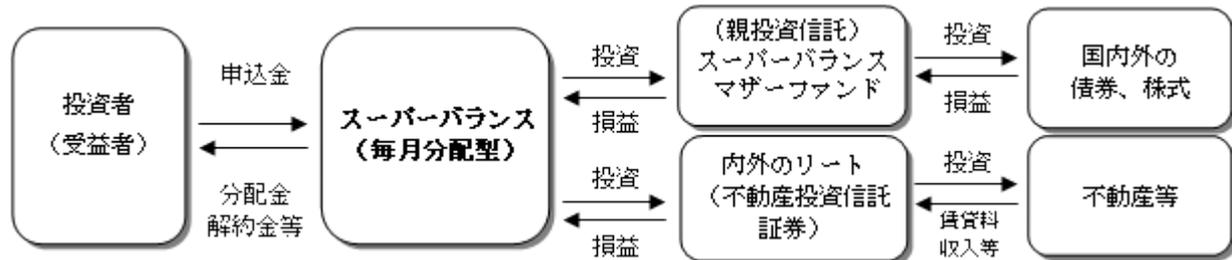
2019年 4月 1日 投資助言及び情報提供先を株式会社りそな銀行からりそなアセットマネジメント株式会社に变更

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート（不動産投資信託証券）投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者） 株式会社りそな銀行

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（なお、受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行 に委託することがあります。）

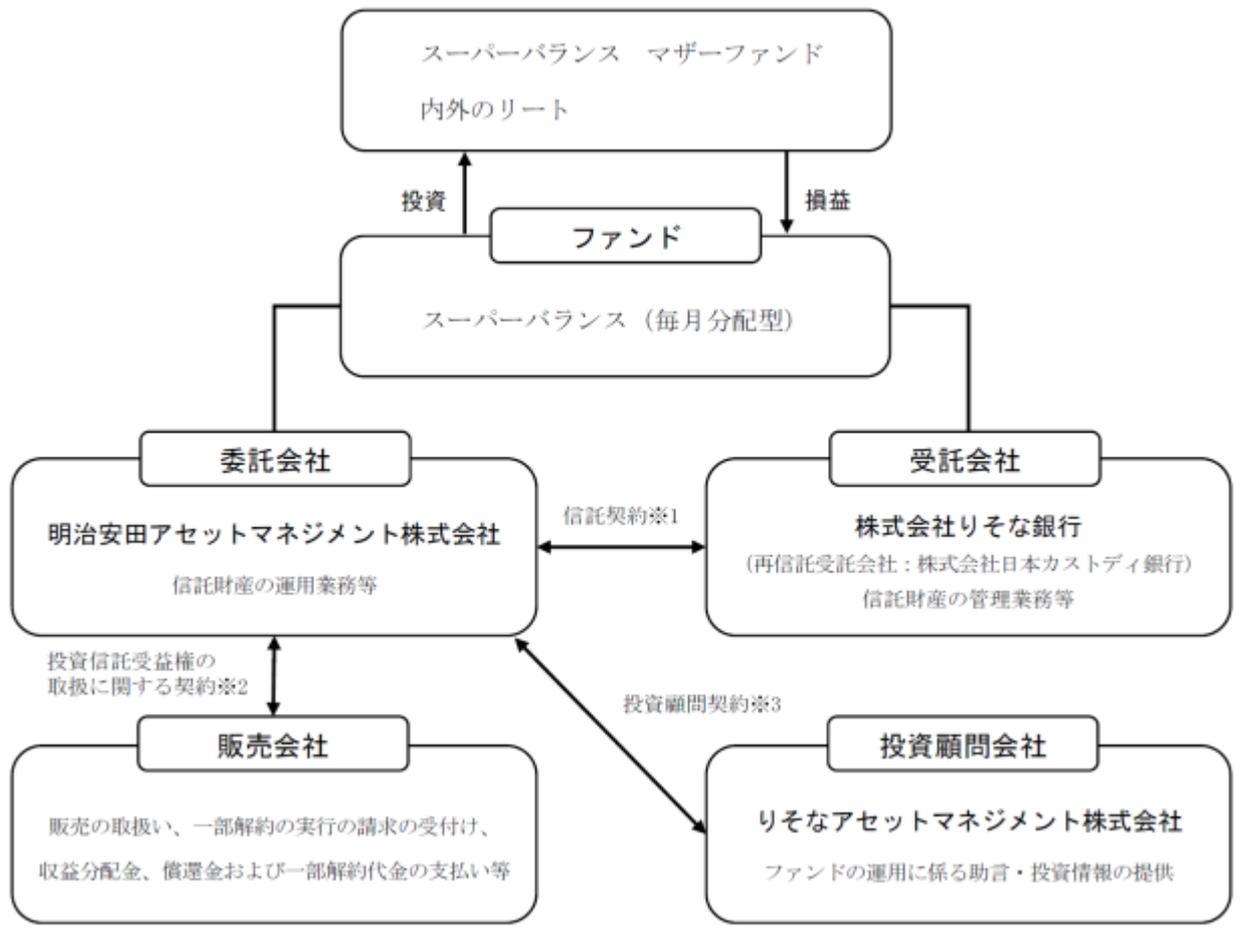
2020年7月27日付で、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の合併に伴い、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行になりました。以下同じ。

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4. 投資顧問会社 りそなアセットマネジメント株式会社

運用に関する助言・情報提供を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

### 3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・ アム・マイン, ボッケンハイマー・ ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

ファンドは、日本を含む世界の債券、株式およびリート（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

#### 投資態度

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリートへの投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、上記5.の証券を以下「公社債」といい、上記3.および4.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (参考)

#### 親投資信託の概要

「スーパーバランス マザーファンド」

#### 投資の基本方針

##### (1) 基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

##### (2) 運用方法

#### 投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。
2. 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 外国為替予約取引を行います。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

### （３）【運用体制】

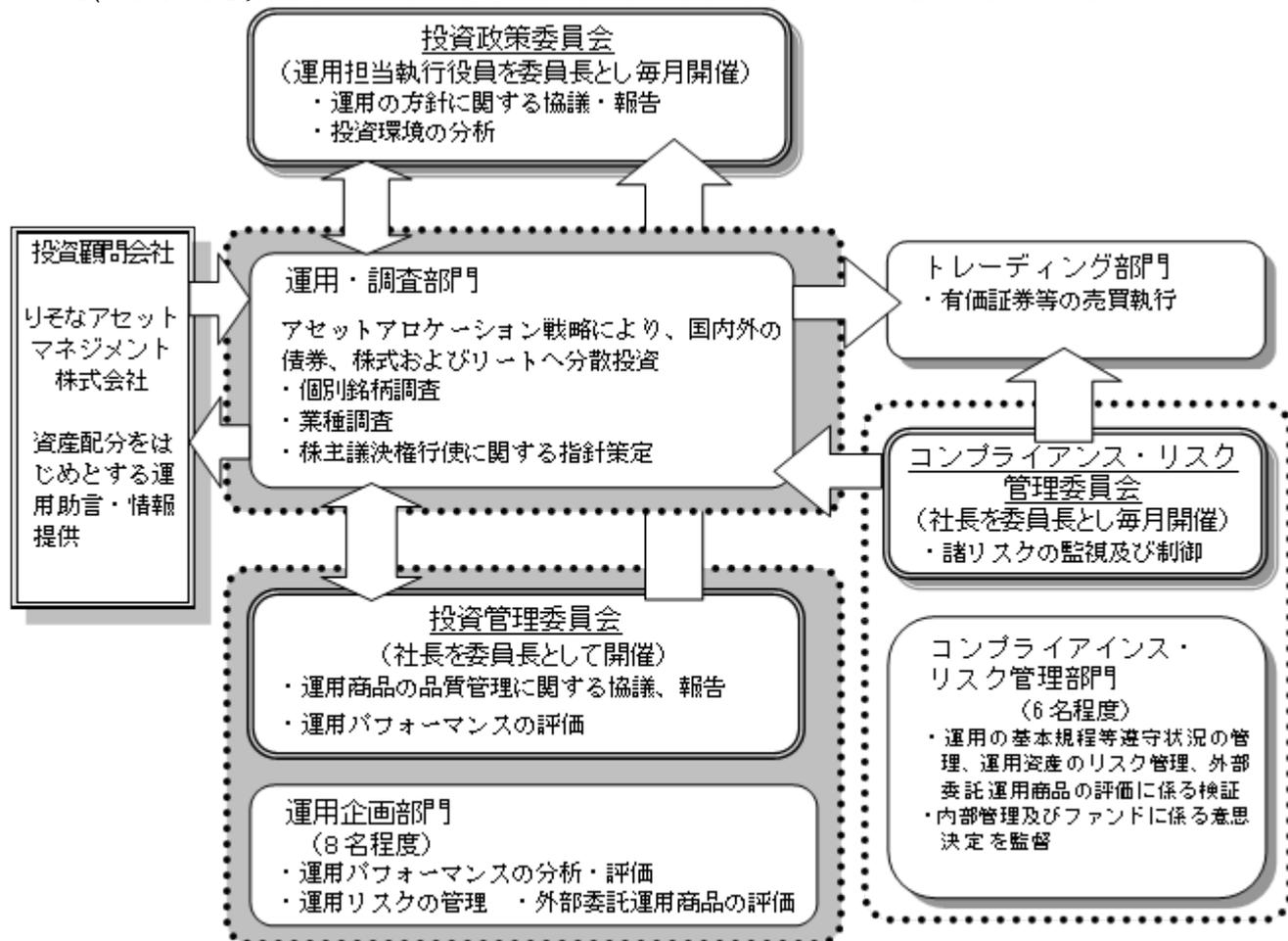
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそなアセットマネジメント株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。必要に応じて、投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて、投資顧問会社(外部委託先)に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ（<https://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心とした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

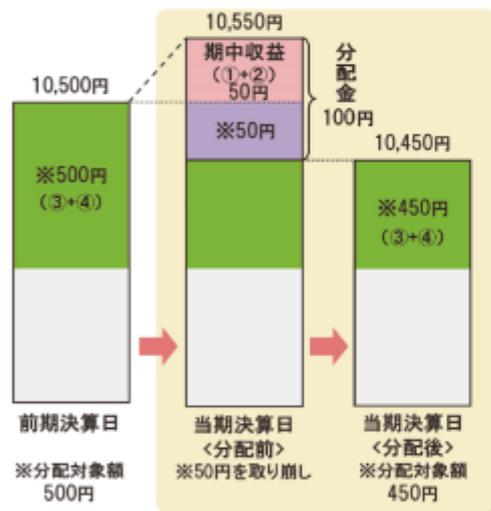


\*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

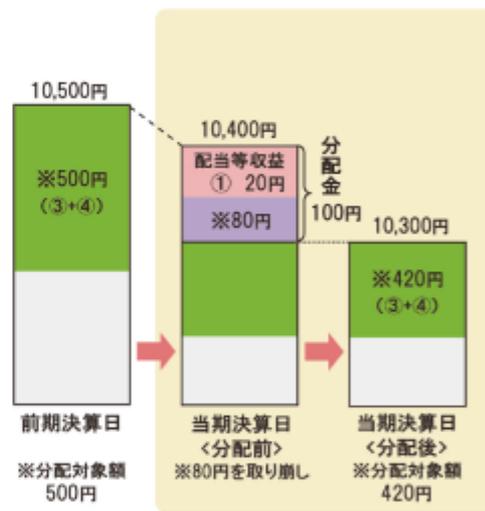
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

#### （前期決算日から基準価額が上昇した場合）



#### （前期決算日から基準価額が下落した場合）



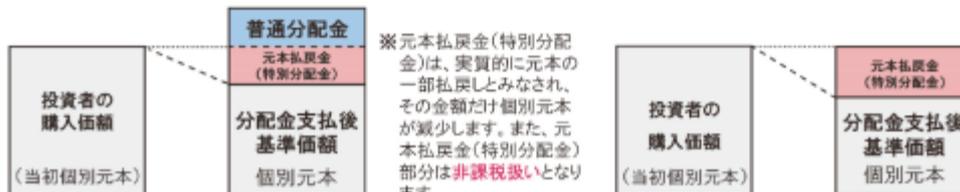
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### （分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

#### （分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

**（５）【投資制限】****<投資信託約款に基づく主な投資制限>**

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は当ファンドの信託財産中より支弁します。

**<法律等で規制される投資制限>**

#### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

スーパーバランス（毎月分配型）は、株式・債券・リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

##### 5. リートの主なリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### その他のリスク・留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

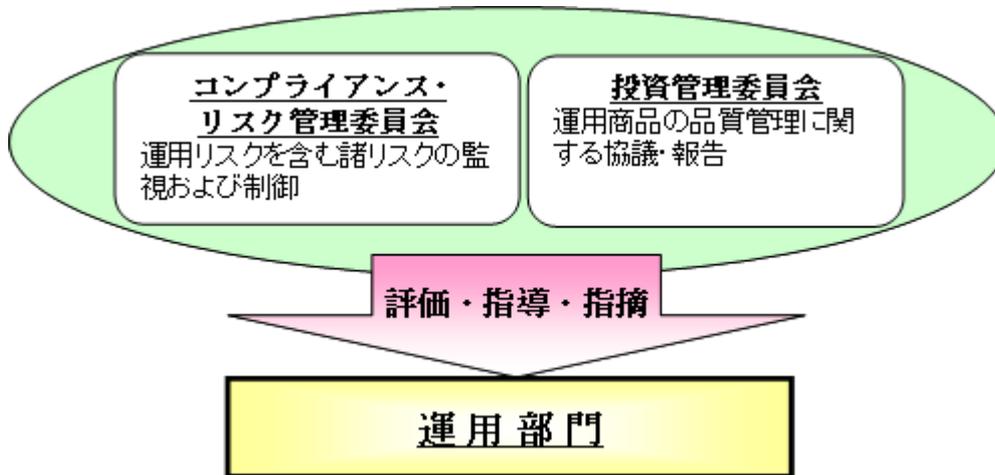
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

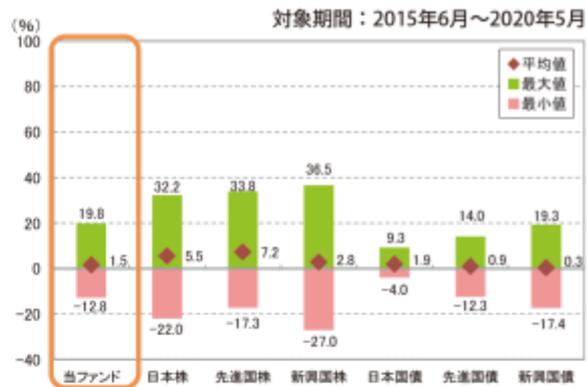


ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

- ※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

- ※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
- ※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

## ※各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

- ※ 各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）**は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

信託財産留保額は、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

### (3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産総額に応じて]			
	200億円未満 の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上 1000億円未満の部分	1000億円以上 の部分
委託会社	0.605% (税抜0.55%)	0.55% (税抜0.5%)	0.495% (税抜0.45%)	0.44% (税抜0.4%)
販売会社	0.715% (税抜0.65%)	0.77% (税抜0.7%)	0.825% (税抜0.75%)	0.88% (税抜0.8%)
受託会社	0.11%（税抜0.1%）			
合計	1.43%（税抜1.3%）			

## &lt; 内容 &gt;

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

委託会社の受取る信託報酬にはりそなアセットマネジメント株式会社に対する投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。投資対象とする投資信託証券の資産運用報酬等の実質的な負担額は組入れ銘柄の見直しにより変動する為、事前に料率、上限額等を表示することができません。

**（４）【その他の手数料等】**

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**（５）【課税上の取扱い】**

個人、法人別の課税の取扱いについて

## 1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 一部解約時および償還時に対する課税 &gt;

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みまず。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 損益通算について &gt;

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

## 個別元本方式について

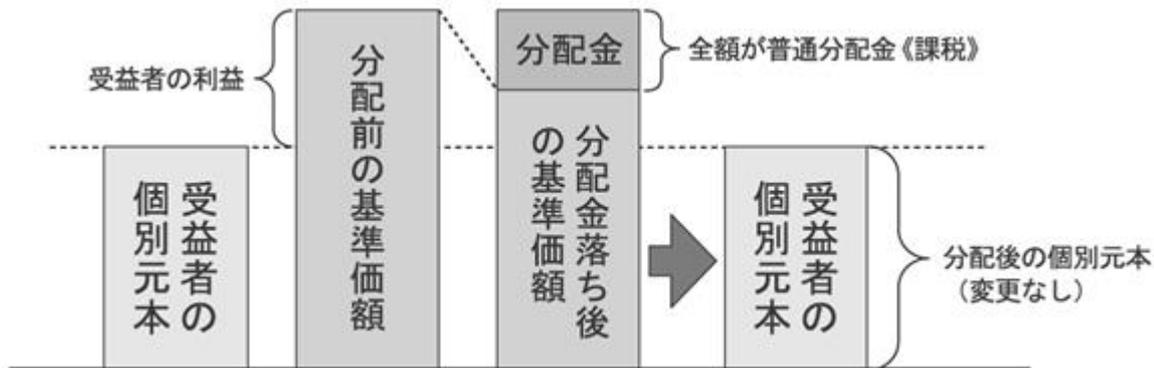
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

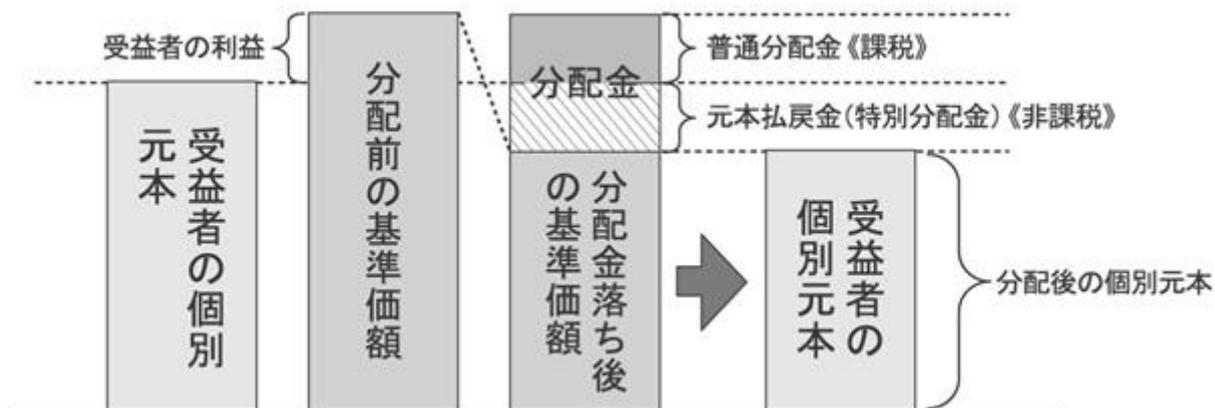
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### 1. の場合



### 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

#### <少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。



## 5【運用状況】

以下は2020年5月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	香港	27,433,473	0.38
	カナダ	11,158,082	0.15
	シンガポール	5,057,309	0.07
	小計	43,648,864	0.60
投資証券	アメリカ	1,130,731,411	15.46
	オーストラリア	118,028,818	1.61
	日本	78,591,100	1.07
	イギリス	38,329,178	0.52
	シンガポール	28,779,157	0.39
	フランス	28,176,971	0.39
	オランダ	15,420,193	0.21
	ベルギー	5,356,132	0.07
	カナダ	3,797,136	0.05
小計	1,447,210,096	19.79	
親投資信託受益証券	日本	5,709,365,499	78.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		113,384,037	1.55
合計(純資産総額)		7,313,608,496	100.00

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スーパーバランス マザーファンド	3,927,471,624	1.4109	5,541,269,714	1.4537	5,709,365,499	78.06
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	12,888	9,674.47	124,684,622	10,005.66	128,953,030	1.76
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	1,500	72,922.54	109,383,817	74,555.92	111,833,888	1.53
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	4,400	15,598.30	68,632,528	15,704.75	69,100,929	0.94
5	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	2,600	20,467.26	53,214,877	21,633.96	56,248,298	0.77
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	8,109	6,238.89	50,591,164	6,424.91	52,099,656	0.71
7	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,883	17,630.61	50,829,074	17,100.49	49,300,730	0.67
8	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	6,600	6,905.57	45,576,805	6,545.35	43,199,317	0.59

9	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	7,600	4,790.46	36,407,507	5,520.59	41,956,485	0.57
10	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	7,000	5,899.09	41,293,671	5,989.42	41,925,947	0.57
11	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,100	16,344.56	34,323,576	16,682.20	35,032,629	0.48
12	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,300	26,522.27	34,478,957	26,759.91	34,787,891	0.48
13	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	30,966	1,024.58	31,727,330	1,099.50	34,047,225	0.47
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	12,000	2,680.72	32,168,675	2,817.28	33,807,432	0.46
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	8,100	3,236.65	26,216,890	3,952.80	32,017,703	0.44
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	2,300	12,427.24	28,582,657	12,651.98	29,099,554	0.40
17	香港	投資信託 受益証券	LINK REIT	34,700	949.40	32,944,232	790.59	27,433,473	0.38
18	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	2,900	9,345.43	27,101,754	9,436.83	27,366,815	0.37
19	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	9,600	2,607.60	25,032,984	2,751.69	26,416,250	0.36
20	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	1,700	14,427.30	24,526,411	14,896.13	25,323,423	0.35
21	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	147,361	156.96	23,131,256	169.81	25,023,813	0.34
22	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	3,600	6,730.30	24,229,089	6,696.96	24,109,086	0.33
23	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	6,400	3,647.41	23,343,472	3,745.26	23,969,727	0.33
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	5,755	4,122.70	23,726,139	4,134.52	23,794,211	0.33
25	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	3,500	6,598.04	23,093,142	6,720.62	23,522,187	0.32
26	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,200	9,859.42	21,690,736	10,454.06	22,998,946	0.31
27	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	79,598	195.49	15,561,329	257.57	20,502,335	0.28
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	17,735	1,089.92	19,329,850	1,123.85	19,931,557	0.27
29	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	9,200	1,837.68	16,906,727	2,083.93	19,172,169	0.26
30	アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	9,600	1,924.78	18,477,955	1,951.66	18,736,027	0.26

#### ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.60
投資証券	19.79
親投資信託受益証券	78.06
合計	98.45

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期特定期間末（2010年11月9日）	36,361,284,281	36,463,999,636	5,310	5,325
第11期特定期間末（2011年5月9日）	30,075,559,345	30,159,112,102	5,399	5,414
第12期特定期間末（2011年11月9日）	23,237,431,106	23,308,171,072	4,927	4,942
第13期特定期間末（2012年5月9日）	19,886,672,035	19,925,646,896	5,102	5,112
第14期特定期間末（2012年11月9日）	17,191,177,534	17,225,427,304	5,019	5,029
第15期特定期間末（2013年5月9日）	21,894,864,427	21,925,645,520	7,113	7,123
第16期特定期間末（2013年11月11日）	19,246,482,466	19,274,336,836	6,910	6,920
第17期特定期間末（2014年5月9日）	18,224,616,408	18,249,682,339	7,271	7,281
第18期特定期間末（2014年11月10日）	17,910,587,029	17,932,636,083	8,123	8,133
第19期特定期間末（2015年5月11日）	16,073,531,302	16,091,753,705	8,821	8,831
第20期特定期間末（2015年11月9日）	13,949,862,959	13,965,820,829	8,742	8,752
第21期特定期間末（2016年5月9日）	11,755,374,001	11,770,402,797	7,822	7,832
第22期特定期間末（2016年11月9日）	10,548,976,606	10,563,285,185	7,372	7,382
第23期特定期間末（2017年5月9日）	11,016,967,934	11,030,265,873	8,285	8,295
第24期特定期間末（2017年11月9日）	10,699,699,341	10,711,829,047	8,821	8,831
第25期特定期間末（2018年5月9日）	9,561,389,519	9,572,831,540	8,356	8,366
第26期特定期間末（2018年11月9日）	9,106,596,762	9,117,522,798	8,335	8,345
第27期特定期間末（2019年5月9日）	8,465,570,666	8,476,040,111	8,086	8,096
第28期特定期間末（2019年11月11日）	8,432,554,028	8,442,494,101	8,483	8,493
第29期特定期間末（2020年5月11日）	7,101,352,951	7,110,816,590	7,504	7,514
2019年5月末日	8,349,247,010		8,037	
6月末日	8,401,213,519		8,145	
7月末日	8,417,868,955		8,201	
8月末日	8,228,213,268		8,088	
9月末日	8,431,517,806		8,336	
10月末日	8,528,450,277		8,531	
11月末日	8,436,885,961		8,555	
12月末日	8,379,984,847		8,592	
2020年1月末日	8,290,117,725		8,595	
2月末日	7,805,143,233		8,179	
3月末日	7,021,765,577		7,399	
4月末日	7,155,628,924		7,561	
5月末日	7,313,608,496		7,734	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10期特定期間	2010年 5月11日～2010年11月 9日	90
第11期特定期間	2010年11月10日～2011年 5月 9日	90
第12期特定期間	2011年 5月10日～2011年11月 9日	90
第13期特定期間	2011年11月10日～2012年 5月 9日	65
第14期特定期間	2012年 5月10日～2012年11月 9日	60
第15期特定期間	2012年11月10日～2013年 5月 9日	60
第16期特定期間	2013年 5月10日～2013年11月11日	60
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	60
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	60
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	60
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	60
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	60
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	60
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	60
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	60
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	60
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	60
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	60
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	60
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	60

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10期特定期間	2010年 5月11日～2010年11月 9日	3.03
第11期特定期間	2010年11月10日～2011年 5月 9日	3.37
第12期特定期間	2011年 5月10日～2011年11月 9日	7.08
第13期特定期間	2011年11月10日～2012年 5月 9日	4.87
第14期特定期間	2012年 5月10日～2012年11月 9日	0.45
第15期特定期間	2012年11月10日～2013年 5月 9日	42.92
第16期特定期間	2013年 5月10日～2013年11月11日	2.01
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	6.09
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	12.54
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	9.33
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	0.22
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	9.84
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	4.99
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	13.20

第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	7.19
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	4.59
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	0.47
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	2.27
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	5.65
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	10.83

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期特定期間	2010年 5月11日～2010年11月 9日	224,275,362	16,045,618,359
第11期特定期間	2010年11月10日～2011年 5月 9日	199,310,274	12,974,375,276
第12期特定期間	2011年 5月10日～2011年11月 9日	154,074,320	8,695,935,315
第13期特定期間	2011年11月10日～2012年 5月 9日	112,394,641	8,297,510,835
第14期特定期間	2012年 5月10日～2012年11月 9日	89,761,325	4,814,852,110
第15期特定期間	2012年11月10日～2013年 5月 9日	157,879,737	3,626,556,943
第16期特定期間	2013年 5月10日～2013年11月11日	57,190,631	2,983,913,068
第17期特定期間	2013年11月12日～2014年 5月 9日	41,335,052	2,829,774,820
第18期特定期間	2014年 5月10日～2014年11月10日	47,319,189	3,064,195,432
第19期特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	32,092,125	3,858,743,766
第20期特定期間	2015年 5月12日～2015年11月 9日	23,312,086	2,287,844,815
第21期特定期間	2015年11月10日～2016年 5月 9日	29,269,388	958,343,157
第22期特定期間	2016年 5月10日～2016年11月 9日	20,485,807	740,703,045
第23期特定期間	2016年11月10日～2017年 5月 9日	23,073,805	1,033,713,277
第24期特定期間	2017年 5月10日～2017年11月 9日	23,986,951	1,192,220,845
第25期特定期間	2017年11月10日～2018年 5月 9日	19,210,332	706,894,798
第26期特定期間	2018年 5月10日～2018年11月 9日	20,785,260	536,770,658
第27期特定期間	2018年11月10日～2019年 5月 9日	17,830,370	474,420,874
第28期特定期間	2019年 5月10日～2019年11月11日	16,263,964	545,635,902
第29期特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	15,272,074	491,706,425

(参考)

スーパーバランス マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,071,851,470	36.29
	アメリカ	246,890,634	4.32
	オーストラリア	70,662,820	1.24
	フランス	50,056,195	0.88
	フィンランド	48,143,441	0.84
	ドイツ	34,964,643	0.61
	スイス	33,077,467	0.58
	イギリス	29,551,799	0.52
	香港	29,320,937	0.51
	カナダ	22,003,812	0.39
	スウェーデン	16,109,386	0.28
	シンガポール	12,815,999	0.22
	スペイン	9,602,885	0.17
	イタリア	8,332,716	0.15
	小計	2,683,384,204	47.00
国債証券	アメリカ	1,014,161,381	17.76
	日本	701,769,020	12.29
	イタリア	289,829,399	5.08
	フランス	224,043,502	3.92
	スペイン	207,408,047	3.63
	イギリス	147,352,287	2.58
	ドイツ	76,066,732	1.33
	ベルギー	57,960,081	1.02
	オーストラリア	44,521,829	0.78
	カナダ	43,428,221	0.76
	スウェーデン	27,316,335	0.48
	アイルランド	20,970,335	0.37
	メキシコ	17,340,147	0.30
	ポーランド	13,325,439	0.23
	マレーシア	12,685,352	0.22
	イスラエル	9,106,811	0.16
	ノルウェー	6,331,157	0.11
小計	2,913,616,075	51.03	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		112,493,804	1.97
合計(純資産総額)		5,709,494,083	100.00



## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.5%		2,770,000	11,699.76	324,083,574	11,688.00	323,757,794	2.5	2024/5/15	5.67
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%		825,000	16,011.88	132,098,084	15,847.23	130,739,678	3.75	2043/11/15	2.29
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%		1,140,000	11,187.32	127,535,452	11,173.03	127,372,645	2.375	2022/3/15	2.23
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%		910,000	11,138.59	101,361,223	11,126.83	101,254,197	1.625	2022/11/15	1.77
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%		800,000	12,577.64	100,621,196	12,555.80	100,446,460	2.625	2029/2/15	1.76
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6%		660,000	14,186.39	93,630,235	14,144.39	93,353,009	6	2026/2/15	1.64
7	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	12,200	6,658.00	81,227,600	6,755.00	82,411,000			1.44
8	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.75%		460,000	17,430.34	80,179,588	17,189.14	79,070,048	1.75	2049/1/22	1.38
9	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 0.5%		630,000	12,439.55	78,369,194	12,458.61	78,489,277	0.5	2029/5/25	1.37
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.75%		440,000	17,822.67	78,419,781	17,666.84	77,734,109	4.75	2041/2/15	1.36
11	日本	国債 証券	第4 1 2 回利付国債 2年		73,000,000	100.52	73,384,440	100.51	73,378,140	0.1	2022/5/1	1.29
12	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 0%		600,000	12,040.46	72,242,814	11,983.28	71,899,720	0	2022/5/25	1.26
13	イタリア	国債 証券	BTPS 5.5%		480,000	13,298.48	63,832,713	13,368.76	64,170,089	5.5	2022/11/1	1.12
14	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 2.75%		470,000	13,297.29	62,497,266	13,414.03	63,045,979	2.75	2024/10/31	1.10
15	イタリア	国債 証券	BTPS 5.25%		380,000	15,480.94	58,827,584	15,914.57	60,475,391	5.25	2029/11/1	1.06
16	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0%		470,000	12,559.04	59,027,496	12,424.90	58,397,037	0	2029/8/15	1.02
17	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1%		420,000	13,753.30	57,763,863	13,783.78	57,891,887	1	2024/4/22	1.01
18	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%		420,000	13,453.35	56,504,074	13,580.82	57,039,444	4.5	2024/3/1	1.00
19	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 3.8%		372,000	13,657.06	50,804,275	13,760.70	51,189,827	3.8	2024/4/30	0.90

20	日本	株式	ソニー	電気 機器	7,100	7,059.00	50,118,900	6,874.00	48,805,400			0.85
21	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	11,200	3,764.00	42,156,800	4,191.00	46,939,200			0.82
22	イタリア	国債 証券	BTPS 5%		260,000	16,665.09	43,329,248	17,403.70	45,249,624	5	2040/9/1	0.79
23	日本	国債 証券	第131回利付国債 (5年)		43,000,000	100.52	43,224,030	100.46	43,201,670	0.1	2022/3/20	0.76
24	日本	国債 証券	第347回利付国債 10年		41,000,000	101.50	41,616,640	101.49	41,611,720	0.1	2027/6/20	0.73
25	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.625%		360,000	11,483.02	41,338,900	11,470.42	41,293,536	1.625	2026/2/15	0.72
26	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 1.45%		310,000	12,679.00	39,304,919	12,968.49	40,202,325	1.45	2029/4/30	0.70
27	日本	株式	三井住友フィナンシャル グループ	銀行業	12,000	2,816.41	33,796,995	3,119.00	37,428,000			0.66
28	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	銀行業	81,600	423.80	34,582,080	444.20	36,246,720			0.63
29	日本	株式	任天堂	その他 製品	800	43,640.00	34,912,000	43,540.00	34,832,000			0.61
30	日本	国債 証券	第409回利付国債 2年		34,000,000	100.48	34,164,120	100.44	34,150,960	0.1	2022/2/1	0.60

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	鉱業	0.14
		建設業	0.82
		食料品	1.42
		繊維製品	0.14
		パルプ・紙	0.23
		化学	2.37
		医薬品	3.02
		石油・石炭製品	0.20
		ガラス・土石製品	0.54
		鉄鋼	0.19
		非鉄金属	0.14
		金属製品	0.31
		機械	1.80
		電気機器	5.75
		輸送用機器	2.23
		精密機器	1.01
		その他製品	0.99
		電気・ガス業	0.38
		陸運業	1.47
		海運業	0.15
		空運業	0.20
		倉庫・運輸関連業	0.10
		情報・通信業	3.29
		卸売業	1.48
		小売業	1.84
		銀行業	1.99
		証券、商品先物取引業	0.22
		保険業	0.81
		その他金融業	0.35
	不動産業	0.74	
	サービス業	1.98	
	外国	エネルギー	0.48
		素材	0.20
		資本財	0.41
		自動車・自動車部品	0.06
	耐久消費財・アパレル	0.43	
	消費者サービス	0.36	
	小売	0.40	
	食品・飲料・タバコ	0.38	

	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.65
	銀行	0.89
	各種金融	0.40
	保険	1.41
	不動産	0.23
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.42
	電気通信サービス	1.51
	公益事業	2.44
	半導体・半導体製造装置	0.05
国債証券		51.03
合計		98.03

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

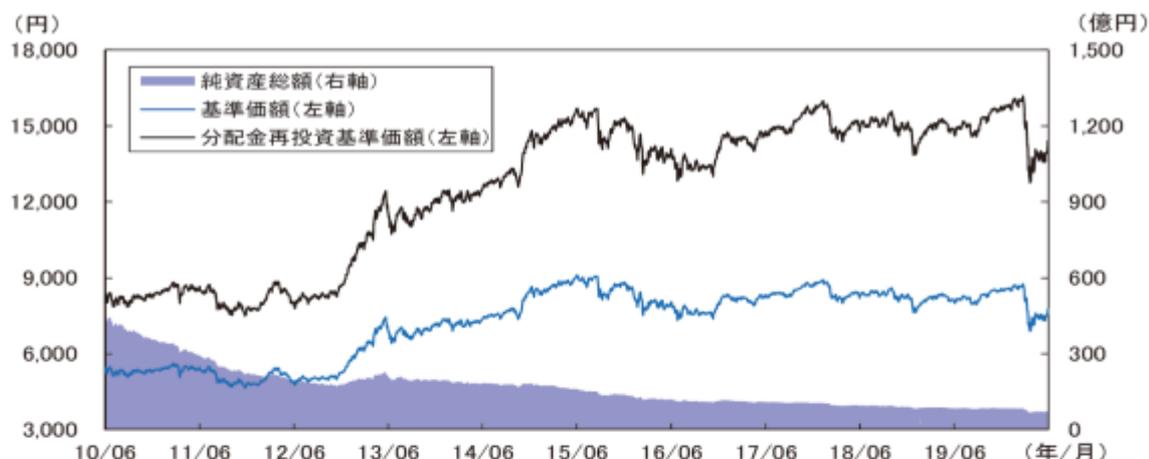
該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2020年5月29日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	7,734円	純資産総額	73億円
------	--------	-------	------

## 分配の推移

分配金の推移	
2020年 5月	10円
2020年 4月	10円
2020年 3月	10円
2020年 2月	10円
2020年 1月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	5,095円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
スーパーバランス マザーファンド	78.06
内外リート	20.39
その他の資産（負債控除後）	1.55

### スーパーバランス マザーファンドの資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	47.00
国債証券	51.03
その他の資産（負債控除後）	1.97

## 組入上位10銘柄(内外リート)

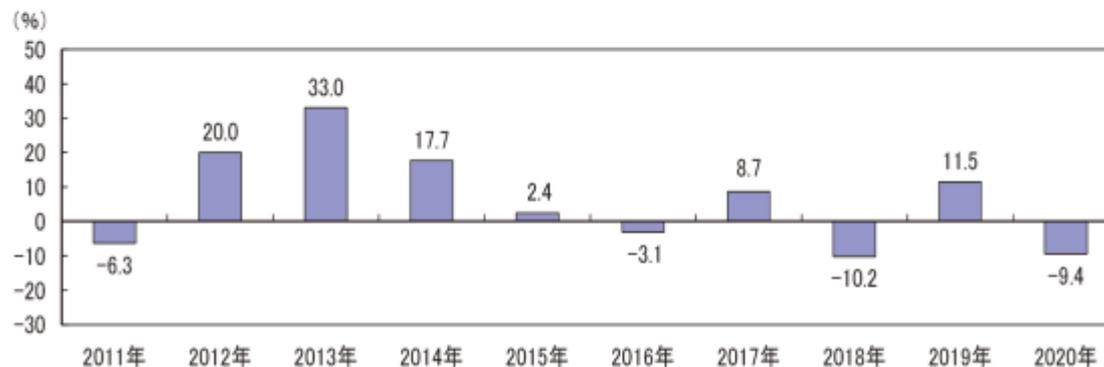
順位	銘柄名	国/地域	投資比率(%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	1.76
2	EQUINIX INC	アメリカ	1.53
3	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	0.94
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ	0.77
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	0.71
6	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	0.67
7	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	0.59
8	WELLTOWER INC	アメリカ	0.57
9	REALTY INCOME CORP	アメリカ	0.57
10	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	0.48

※投資比率は対純資産総額比

## 組入上位10銘柄(スーパーバランス マザーファンド)

順位	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 2.5%	アメリカ	国債証券	5.67
2	US TREASURY N/B 3.75%	アメリカ	国債証券	2.29
3	US TREASURY N/B 2.375%	アメリカ	国債証券	2.23
4	US TREASURY N/B 1.625%	アメリカ	国債証券	1.77
5	US TREASURY N/B 2.625%	アメリカ	国債証券	1.76
6	US TREASURY N/B 6%	アメリカ	国債証券	1.64
7	トヨタ自動車	日本	株式	1.44
8	UK TSY GILT 1.75%	イギリス	国債証券	1.38
9	FRANCE O.A.T. 0.5%	フランス	国債証券	1.37
10	US TREASURY N/B 4.75%	アメリカ	国債証券	1.36

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

 年間収益率の推移(暦年ベース)


※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2020年は5月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。  
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。  
申込手数料につきましては、詳しくは販売会社にお問合せください。  
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金を税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。  
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。  
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。  
「分配金再投資コース」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金（解約）手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回るようになった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1. から5. の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

##### (4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期特定期間（2019年11月12日から2020年5月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

スーパーバランス（毎月分配型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期特定期間末 (2019年11月11日現在)	第29期特定期間末 (2020年5月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	7,031,021	14,612,220
金銭信託	87,925,904	122,068,420
投資信託受益証券	51,367,209	48,459,806
投資証券	1,590,032,307	1,390,609,261
親投資信託受益証券	6,700,257,536	5,541,269,714
未収入金	30,046,764	-
未収配当金	2,595,088	2,732,092
流動資産合計	8,469,255,829	7,119,751,513
資産合計	8,469,255,829	7,119,751,513
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,940,073	9,463,639
未払解約金	15,780,150	3,190
未払受託者報酬	840,513	682,692
未払委託者報酬	10,086,153	8,192,302
その他未払費用	54,912	56,739
流動負債合計	36,701,801	18,398,562
負債合計	36,701,801	18,398,562
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,940,073,794	9,463,639,443
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,507,519,766	2,362,286,492
(分配準備積立金)	441,482,461	438,266,631
元本等合計	8,432,554,028	7,101,352,951
純資産合計	8,432,554,028	7,101,352,951
負債純資産合計	8,469,255,829	7,119,751,513

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)	第29期特定期間 (自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	28,871,819	28,760,628
有価証券売買等損益	513,827,234	805,937,381
為替差損益	18,480,257	41,541,523
その他収益	-	11,265
営業収益合計	524,218,796	818,707,011
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,628,856	4,297,170
委託者報酬	55,546,197	51,565,973
その他費用	1,039,746	1,424,496
営業費用合計	61,214,799	57,287,639
営業利益又は営業損失( )	463,003,997	875,994,650
経常利益又は経常損失( )	463,003,997	875,994,650
当期純利益又は当期純損失( )	463,003,997	875,994,650
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,429,795	2,076,323
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,003,875,066	1,507,519,766
剰余金増加額又は欠損金減少額	100,827,290	79,571,439
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	100,827,290	79,571,439
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,951,909	2,762,090
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,951,909	2,762,090
分配金	61,094,283	57,657,748
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,507,519,766	2,362,286,492

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、前期末及び当期末が休日のため、2019年11月12日から2020年5月11日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第28期特定期間末 (2019年11月11日現在)	第29期特定期間末 (2020年5月11日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,940,073,794口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,463,639,443口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,507,519,766円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,362,286,492円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8483円 (10,000口当たり純資産額) (8,483円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7504円 (10,000口当たり純資産額) (7,504円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)			第29期特定期間 (自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)		
<b>分配金の計算過程</b> 第165期(2019年5月10日から2019年6月10日まで) 計算期間末における分配対象額504,625,014円(10,000口当たり487円14銭)のうち、10,358,816円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。			<b>分配金の計算過程</b> 第171期(2019年11月12日から2019年12月9日まで) 計算期間末における分配対象額507,704,437円(10,000口当たり516円39銭)のうち、9,831,641円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	13,012,382円	配当等収益額(費用控除後)	A	8,585,884円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	64,951,867円	収益調整金額	C	62,335,127円
分配準備積立金額	D	426,660,765円	分配準備積立金額	D	436,783,426円
分配対象額(A+B+C+D)	E	504,625,014円	分配対象額(A+B+C+D)	E	507,704,437円
期末受益権口数	F	10,358,816,507口	期末受益権口数	F	9,831,641,139口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	487円14銭	10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	516円39銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,358,816円	分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	9,831,641円
<b>第166期(2019年6月11日から2019年7月9日まで)</b> 計算期間末における分配対象額512,301,509円(10,000口当たり497円16銭)のうち、10,304,186円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。			<b>第172期(2019年12月10日から2020年1月9日まで)</b> 計算期間末における分配対象額507,907,714円(10,000口当たり522円18銭)のうち、9,726,597円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	20,510,196円	配当等収益額(費用控除後)	A	15,105,492円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	64,714,665円	収益調整金額	C	61,785,037円
分配準備積立金額	D	427,076,648円	分配準備積立金額	D	431,017,185円
分配対象額(A+B+C+D)	E	512,301,509円	分配対象額(A+B+C+D)	E	507,907,714円
期末受益権口数	F	10,304,186,830口	期末受益権口数	F	9,726,597,896口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	497円16銭	10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	522円18銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,304,186円	分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	9,726,597円

第167期(2019年7月10日から2019年8月9日まで) 計算期間末における分配対象額499,056,150円(10,000口当たり487円33銭)のうち、10,240,506円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。			第173期(2020年1月10日から2020年2月10日まで) 計算期間末における分配対象額500,454,323円(10,000口当たり520円32銭)のうち、9,618,064円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	-円	配当等収益額(費用控除後)	A	7,597,949円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	64,459,271円	収益調整金額	C	61,211,683円
分配準備積立金額	D	434,596,879円	分配準備積立金額	D	431,644,691円
分配対象額(A+B+C+D)	E	499,056,150円	分配対象額(A+B+C+D)	E	500,454,323円
期末受益権口数	F	10,240,506,688口	期末受益権口数	F	9,618,064,313口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	487円 33銭	10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	520円 32銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,240,506円	分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	9,618,064円
第168期(2019年8月10日から2019年9月9日まで) 計算期間末における分配対象額498,636,477円(10,000口当たり490円31銭)のうち、10,169,520円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。			第174期(2020年2月11日から2020年3月9日まで) 計算期間末における分配対象額492,647,782円(10,000口当たり516円69銭)のうち、9,534,546円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	13,043,357円	配当等収益額(費用控除後)	A	5,870,432円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	64,124,145円	収益調整金額	C	60,767,298円
分配準備積立金額	D	421,468,975円	分配準備積立金額	D	426,010,052円
分配対象額(A+B+C+D)	E	498,636,477円	分配対象額(A+B+C+D)	E	492,647,782円
期末受益権口数	F	10,169,520,064口	期末受益権口数	F	9,534,546,428口
10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	490円 31銭	10,000口当たりの分配対象額 ( $E \div F \times 10,000$ )	G	516円 69銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円 00銭
分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	10,169,520円	分配金額( $F \times H \div 10,000$ )	I	9,534,546円

第169期(2019年9月10日から2019年10月9日まで) 計算期間末における分配対象額519,691,856円(10,000口当たり515円49銭)のうち、10,081,182円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。			第175期(2020年3月10日から2020年4月9日まで) 計算期間末における分配対象額511,193,991円(10,000口当たり539円04銭)のうち、9,483,261円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	35,293,494円	配当等収益額(費用控除後)	A	30,576,802円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	63,667,526円	収益調整金額	C	60,550,726円
分配準備積立金額	D	420,730,836円	分配準備積立金額	D	420,066,463円
分配対象額(A+B+C+D)	E	519,691,856円	分配対象額(A+B+C+D)	E	511,193,991円
期末受益権口数	F	10,081,182,582口	期末受益権口数	F	9,483,261,682口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	515円49銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	539円04銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	10,081,182円	分配金額(F×H÷10,000)	I	9,483,261円
第170期(2019年10月10日から2019年11月11日まで) 計算期間末における分配対象額514,300,901円(10,000口当たり517円39銭)のうち、9,940,073円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。			第176期(2020年4月10日から2020年5月11日まで) 計算期間末における分配対象額508,277,718円(10,000口当たり537円07銭)のうち、9,463,639円(10,000口当たり10円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	11,572,923円	配当等収益額(費用控除後)	A	7,558,759円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	62,878,367円	収益調整金額	C	60,547,448円
分配準備積立金額	D	439,849,611円	分配準備積立金額	D	440,171,511円
分配対象額(A+B+C+D)	E	514,300,901円	分配対象額(A+B+C+D)	E	508,277,718円
期末受益権口数	F	9,940,073,794口	期末受益権口数	F	9,463,639,443口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	517円39銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	537円07銭
10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭	10,000口当たりの分配金額	H	10円00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	9,940,073円	分配金額(F×H÷10,000)	I	9,463,639円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第28期特定期間 （自 2019年5月10日 至 2019年11月11日）	第29期特定期間 （自 2019年11月12日 至 2020年5月11日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」の通りであります。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」の通りであります。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)	第29期特定期間 (自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第28期特定期間 ( 自 2019年5月10日 至 2019年11月11日 )

該当事項はございません。

第29期特定期間 ( 自 2019年11月12日 至 2020年5月11日 )

該当事項はございません。

## ( その他の注記 )

## 1. 元本の移動

	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)	第29期特定期間 (自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)
期首元本額	10,469,445,732円	9,940,073,794円
期中追加設定元本額	16,263,964円	15,272,074円
期中一部解約元本額	545,635,902円	491,706,425円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第28期特定期間 (自 2019年5月10日 至 2019年11月11日)	第29期特定期間 (自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	553,758	1,278,163
投資証券	34,050,105	5,354,269
親投資信託受益証券	233,566,857	51,448,189
合計	198,962,994	58,080,621

## 3. デリバティブ取引関係

第28期特定期間末（2019年11月11日現在）

該当事項はございません。

第29期特定期間末（2020年5月11日現在）

該当事項はございません。

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2020年5月11日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(2020年5月11日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,300	49.14	63,882.00	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,400	9.41	22,584.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	2,300	13.03	29,969.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	1,200	20.18	24,216.00	
小計		7,200		140,651.00	
				(10,793,557)	
香港ドル	LINK REIT	34,700	68.45	2,375,215.00	
小計		34,700		2,375,215.00	
				(32,777,967)	
シンガポールドル	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	34,000	1.90	64,600.00	
小計		34,000		64,600.00	
				(4,888,282)	
投資信託受益証券計				48,459,806	
				(48,459,806)	
投資証券					
日本円	日本プロロジスリート投資法人	35	290,700	10,174,500	
	野村不動産マスターファンド投資法人	73	130,400	9,519,200	
	日本ビルファンド投資法人	21	675,000	14,175,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	21	613,000	12,873,000	
	日本リテールファンド投資法人	43	147,700	6,351,100	
	オリックス不動産投資法人	44	145,900	6,419,600	
	日本プライムリアルティ投資法人	14	332,000	4,648,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	54	125,000	6,750,000	
	大和ハウスリート投資法人	30	260,900	7,827,000	
小計		335		78,737,400	
米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,100	152.00	319,200.00	
	BOSTON PROPERTIES INC	2,900	86.91	252,039.00	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	4,300	27.58	118,594.00	
	SL GREEN REALTY CORP	1,628	48.51	78,974.28	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,883	163.96	472,696.68	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	1,800	88.46	159,228.00	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	3,900	33.02	128,778.00	
	DUKE REALTY CORP	6,400	33.92	217,088.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,300	246.65	320,645.00	

	EQUITY RESIDENTIAL	6,600	64.22	423,852.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,500	78.12	117,180.00	
	KIMCO REALTY CORP	6,900	10.90	75,210.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	3,500	61.36	214,760.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	11,967	11.06	132,355.02	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	2,300	115.57	265,811.00	
	REALTY INCOME CORP	7,000	54.86	384,020.00	
	REGENCY CENTERS CORP	3,700	41.96	155,252.00	
	UDR INC	5,755	38.34	220,646.70	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	8,109	58.02	470,484.18	
	PUBLIC STORAGE	2,600	190.34	494,884.00	
	SUN COMMUNITIES INC	1,700	134.17	228,089.00	
	VENTAS INC	8,100	30.10	243,810.00	
	VORNADO REALTY TRUST	3,359	39.41	132,378.19	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,200	91.69	201,718.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	4,400	145.06	638,264.00	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	9,600	17.90	171,840.00	
	PROLOGIS INC	12,888	89.97	1,159,533.36	
	WP CAREY INC	3,600	62.59	225,324.00	
	INVITATION HOMES INC	12,000	24.93	299,160.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	9,600	24.25	232,800.00	
	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	3,440	37.84	130,169.60	
	EQUINIX INC	1,500	678.16	1,017,240.00	
	WELLTOWER INC	7,600	44.55	338,580.00	
	VICI PROPERTIES INC	9,200	17.09	157,228.00	
小計		176,329		10,197,832.01	
				(1,090,658,133)	
カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	3,300	14.93	49,269.00	
小計		3,300		49,269.00	
				(3,780,903)	
オーストラリアドル	GPT GROUP	48,099	4.01	192,876.99	
	STOCKLAND	79,598	2.74	218,098.52	
	DEXUS	22,572	8.85	199,762.20	
	GOODMAN GROUP	30,966	14.36	444,671.76	
	SCENTRE GROUP	147,361	2.20	324,194.20	
	VICINITY CENTERS	82,931	1.43	118,591.33	
小計		411,527		1,498,195.00	
				(104,693,866)	
イギリスポンド	BRITISH LAND CO PLC	15,500	3.89	60,295.00	
	SEGRO PLC	17,735	8.224	145,852.64	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	12,854	6.438	82,754.05	
小計		46,089		288,901.69	
				(38,380,589)	

シンガポールドル	CAPITALAND MALL TRUST	46,000	1.85	85,100.00	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	52,200	2.93	152,946.00	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	46,300	1.59	73,617.00	
	SUNTEC REIT	37,600	1.35	50,760.00	
小計		182,100		362,423.00	
				(27,424,548)	
ユーロ	ICADE	430	66.90	28,767.00	
	KLEPIERRE	3,267	17.185	56,143.39	
	GECINA	929	112.40	104,419.60	
	COVIVIO	796	53.80	42,824.80	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,414	50.52	121,955.28	
	WERELDHAVE NV	771	7.55	5,821.05	
	CONFINIMMO	362	123.40	44,670.80	
小計		8,969		404,601.92	
				(46,933,822)	
投資証券計				1,390,609,261	
				(1,311,871,861)	
合計				1,439,069,067	
				(1,360,331,667)	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	スーパーバランス マザーファンド	3,927,471,624	5,541,269,714	
合計		3,927,471,624	5,541,269,714	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資証券34銘柄	15.4%	15.6%
カナダドル	投資信託受益証券4銘柄	0.2%	0.2%
	投資証券1銘柄	0.1%	0.1%
オーストラリアドル	投資証券6銘柄	1.5%	1.5%
イギリスポンド	投資証券3銘柄	0.5%	0.5%
香港ドル	投資信託受益証券1銘柄	0.5%	0.5%
シンガポールドル	投資信託受益証券1銘柄	0.1%	0.1%
	投資証券4銘柄	0.4%	0.4%
ユーロ	投資証券7銘柄	0.7%	0.7%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### スーパーバランス マザーファンド

#### （１）貸借対照表

（2020年5月11日現在）	
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	47,459,814
金銭信託	15,865,977
株式	2,558,792,759
国債証券	2,877,895,062
未収入金	28,981,670
未収配当金	27,091,632
未収利息	14,521,316
前払費用	1,756,694
<b>流動資産合計</b>	<b>5,572,364,924</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,572,364,924</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
派生商品評価勘定	975
未払金	31,039,256
その他未払費用	4,430
<b>流動負債合計</b>	<b>31,044,661</b>
<b>負債合計</b>	<b>31,044,661</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	<b>3,927,471,624</b>
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,613,848,639
<b>元本等合計</b>	<b>5,541,320,263</b>
<b>純資産合計</b>	<b>5,541,320,263</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,572,364,924</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの特定期間末の2020年5月11日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2019年11月12日から2020年5月11日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年5月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2019年11月12日 至 2020年5月11日)の元本状況	
期首(2019年11月12日)の元本額	4,382,117,421円
対象期間中の追加設定元本額	57,508,447円
対象期間中の一部解約元本額	512,154,244円
2020年5月11日現在の元本額の内訳	
スーパーバランス(毎月分配型)	3,927,471,624円
計	3,927,471,624円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4109円
(10,000口当たり純資産額)	(14,109円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2020年5月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	10,800	697.00	7,527,600	
	安藤・間	5,900	715.00	4,218,500	
	前田建設工業	7,000	892.00	6,244,000	
	大東建託	700	11,495.00	8,046,500	
	住友林業	1,700	1,337.00	2,272,900	
	大和ハウス工業	2,800	2,778.50	7,779,800	
	積水ハウス	3,800	1,880.50	7,145,900	
	協和エクシオ	2,800	2,665.00	7,462,000	
	日清製粉グループ本社	5,300	1,709.00	9,057,700	
	明治ホールディングス	1,500	7,550.00	11,325,000	
	日本ハム	2,100	3,770.00	7,917,000	
	アサヒグループホールディングス	2,000	3,813.00	7,626,000	
	キリンホールディングス	4,700	2,077.50	9,764,250	
	日清オイリオグループ	1,400	3,590.00	5,026,000	
	キッコーマン	700	4,795.00	3,356,500	
	味の素	1,300	1,899.50	2,469,350	
	キューピー	1,200	2,136.00	2,563,200	
	ハウス食品グループ本社	800	3,515.00	2,812,000	
	東洋水産	1,300	5,080.00	6,604,000	
	日清食品ホールディングス	400	8,810.00	3,524,000	
	日本たばこ産業	4,600	2,033.00	9,351,800	
	ワールド	1,300	1,358.00	1,765,400	
	ゴールドウイン	800	5,910.00	4,728,000	
	王子ホールディングス	11,200	586.00	6,563,200	
	日本製紙	1,300	1,575.00	2,047,500	
	大王製紙	2,500	1,472.00	3,680,000	
	ザ・パックス	400	3,335.00	1,334,000	
	旭化成	10,000	766.60	7,666,000	
	住友化学	8,600	340.00	2,924,000	
	信越化学工業	900	12,120.00	10,908,000	
	エア・ウォーター	6,300	1,514.00	9,538,200	
	大陽日酸	4,000	1,661.00	6,644,000	
	三菱瓦斯化学	5,100	1,350.00	6,885,000	
	J S R	3,200	1,986.00	6,355,200	
	三菱ケミカルホールディングス	6,100	621.70	3,792,370	
	トリケミカル研究所	300	9,600.00	2,880,000	
	花王	3,900	8,450.00	32,955,000	
	日本ペイントホールディングス	1,000	6,500.00	6,500,000	
	富士フイルムホールディングス	3,400	5,213.00	17,724,200	
	資生堂	700	6,503.00	4,552,100	
	ニフコ	2,500	2,112.00	5,280,000	
	ユニ・チャーム	1,400	3,914.00	5,479,600	
	武田薬品工業	11,200	3,764.00	42,156,800	

アステラス製薬	17,400	1,805.00	31,407,000
塩野義製薬	2,000	5,636.00	11,272,000
中外製薬	600	12,725.00	7,635,000
科研製薬	1,100	5,760.00	6,336,000
エーザイ	800	7,440.00	5,952,000
参天製薬	4,300	1,916.00	8,238,800
栄研化学	1,700	1,840.00	3,128,000
東和薬品	1,300	2,290.00	2,977,000
沢井製薬	1,400	6,060.00	8,484,000
第一三共	1,700	7,635.00	12,979,500
大塚ホールディングス	2,900	4,242.00	12,301,800
ペプチドリーム	300	4,260.00	1,278,000
ヘリオス	700	1,789.00	1,252,300
J X T Gホールディングス	19,200	381.10	7,317,120
コスモエネルギーホールディングス	2,000	1,607.00	3,214,000
A G C	3,400	2,750.00	9,350,000
太平洋セメント	4,700	2,263.00	10,636,100
日本特殊陶業	5,000	1,644.00	8,220,000
日本製鉄	5,700	983.50	5,605,950
三井金属鉱業	1,000	2,139.00	2,139,000
住友電気工業	4,600	1,134.00	5,216,400
L I X I Lグループ	5,600	1,401.00	7,845,600
リンナイ	1,000	8,800.00	8,800,000
三浦工業	300	4,440.00	1,332,000
ディスコ	100	25,060.00	2,506,000
ナブテスコ	1,100	3,300.00	3,630,000
S M C	500	51,120.00	25,560,000
小松製作所	4,700	2,099.00	9,865,300
住友重機械工業	1,200	2,322.00	2,786,400
日立建機	2,100	2,599.00	5,457,900
クボタ	5,000	1,365.00	6,825,000
ダイキン工業	1,200	14,050.00	16,860,000
ダイフク	500	7,420.00	3,710,000
ホシザキ	300	8,380.00	2,514,000
マキタ	1,500	3,450.00	5,175,000
イビデン	2,900	2,854.00	8,276,600
ブラザー工業	5,000	1,924.00	9,620,000
日立製作所	4,400	3,268.00	14,379,200
三菱電機	11,000	1,362.00	14,982,000
マブチモーター	1,500	3,275.00	4,912,500
日本電産	1,400	6,242.00	8,738,800
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,500	1,599.00	3,997,500
日本電気	1,800	4,290.00	7,722,000
富士通	2,500	10,610.00	26,525,000
パナソニック	15,400	820.40	12,634,160
アンリツ	5,800	2,205.00	12,789,000
ソニー	7,100	7,059.00	50,118,900
T D K	600	9,550.00	5,730,000

ヒロセ電機	600	12,120.00	7,272,000
横河電機	5,400	1,507.00	8,137,800
アズビル	2,200	2,836.00	6,239,200
アドバンテスト	1,000	5,300.00	5,300,000
キーエンス	600	39,990.00	23,994,000
ファナック	400	17,835.00	7,134,000
浜松ホトニクス	2,400	4,705.00	11,292,000
太陽誘電	1,500	3,140.00	4,710,000
村田製作所	4,700	6,051.00	28,439,700
小糸製作所	800	4,170.00	3,336,000
キヤノン	4,400	2,253.00	9,913,200
東京エレクトロン	1,200	22,720.00	27,264,000
トヨタ自動車	12,200	6,658.00	81,227,600
本田技研工業	8,800	2,614.00	23,003,200
スズキ	2,800	3,603.00	10,088,400
豊田合成	2,600	2,116.00	5,501,600
エフ・シー・シー	2,200	1,636.00	3,599,200
テルモ	2,500	3,511.00	8,777,500
島津製作所	3,700	2,703.00	10,001,100
トプコン	4,000	878.00	3,512,000
オリンパス	9,500	1,668.00	15,846,000
HOYA	1,700	9,732.00	16,544,400
セイコーホールディングス	1,200	1,874.00	2,248,800
トッパン・フォームズ	3,900	963.00	3,755,700
フジシールインターナショナル	1,100	1,870.00	2,057,000
凸版印刷	2,900	1,554.00	4,506,600
ビジョン	1,900	4,095.00	7,780,500
任天堂	800	43,640.00	34,912,000
美津濃	800	1,926.00	1,540,800
関西電力	7,700	1,052.00	8,100,400
北海道電力	7,600	419.00	3,184,400
電源開発	4,000	2,002.00	8,008,000
大阪瓦斯	4,400	2,043.00	8,989,200
東急	7,100	1,666.00	11,828,600
東日本旅客鉄道	2,600	8,208.00	21,340,800
西日本旅客鉄道	1,900	6,725.00	12,777,500
東海旅客鉄道	600	17,920.00	10,752,000
西武ホールディングス	4,800	1,321.00	6,340,800
セイノーホールディングス	6,400	1,310.00	8,384,000
九州旅客鉄道	3,400	2,985.00	10,149,000
商船三井	4,400	1,920.00	8,448,000
日本航空	800	1,967.00	1,573,600
上組	2,600	1,973.00	5,129,800
NEC ネットエスアイ	1,400	4,785.00	6,699,000
コロプラ	3,500	935.00	3,272,500
野村総合研究所	4,500	2,557.00	11,506,500
ジャストシステム	700	6,870.00	4,809,000
トレンドマイクロ	700	5,370.00	3,759,000

	大塚商会	1,600	4,780.00	7,648,000	
	ソフトブレーン	1,200	464.00	556,800	
	日本電信電話	13,900	2,419.50	33,631,050	
	K D D I	8,600	3,158.00	27,158,800	
	ソフトバンク	9,500	1,470.00	13,965,000	
	N T T ドコモ	10,200	3,079.00	31,405,800	
	東宝	2,500	3,695.00	9,237,500	
	エヌ・ティ・ティ・データ	11,800	1,164.00	13,735,200	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,700	4,675.00	7,947,500	
	ソフトバンクグループ	5,700	4,685.00	26,704,500	
	T O K A I ホールディングス	3,400	958.00	3,257,200	
	伊藤忠商事	12,200	2,235.00	27,267,000	
	丸紅	7,100	497.50	3,532,250	
	三井物産	13,200	1,639.00	21,634,800	
	三菱商事	8,600	2,417.00	20,786,200	
	サンゲツ	600	1,588.00	952,800	
	ローソン	800	5,570.00	4,456,000	
	エービーシー・マート	600	5,930.00	3,558,000	
	エディオン	3,600	976.00	3,513,600	
	ジーンズホールディングス	500	6,340.00	3,170,000	
	物語コーポレーション	300	7,720.00	2,316,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	4,700	3,457.00	16,247,900	
	スギホールディングス	800	6,270.00	5,016,000	
	ファミリーマート	2,000	1,861.00	3,722,000	
	日本瓦斯	1,300	3,815.00	4,959,500	
	島忠	3,000	2,819.00	8,457,000	
	コメリ	1,500	2,304.00	3,456,000	
	丸井グループ	2,300	1,822.00	4,190,600	
	イオン	8,600	2,213.00	19,031,800	
	イズミ	1,100	3,320.00	3,652,000	
	吉野家ホールディングス	1,600	2,376.00	3,801,600	
	パローホールディングス	2,100	2,028.00	4,258,800	
	ファーストリテイリング	100	53,580.00	5,358,000	
	三菱U F J フィナンシャル・グループ	81,700	423.80	34,624,460	
	三井住友フィナンシャルグループ	11,600	2,816.00	32,665,600	
	千葉銀行	17,300	493.00	8,528,900	
	静岡銀行	12,100	650.00	7,865,000	
	スルガ銀行	8,500	376.00	3,196,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	3,500	873.00	3,055,500	
	みずほフィナンシャルグループ	78,500	123.30	9,679,050	
	山口フィナンシャルグループ	8,500	572.00	4,862,000	
	S B I ホールディングス	5,500	2,164.00	11,902,000	
	M S & A D インシュアランスグループホールディングス	2,400	2,996.00	7,190,400	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	4,100	2,081.00	8,532,100	
	東京海上ホールディングス	2,200	4,507.00	9,915,400	
	T & D ホールディングス	10,700	909.00	9,726,300	
	日立キャピタル	2,600	2,111.00	5,488,600	

	オリックス	9,700	1,319.50	12,799,150	
	いちご	4,400	288.00	1,267,200	
	ヒューリック	8,700	1,039.00	9,039,300	
	三井不動産	1,200	1,996.50	2,395,800	
	三菱地所	2,300	1,795.50	4,129,650	
	東京建物	4,900	1,280.00	6,272,000	
	住友不動産	4,300	2,991.50	12,863,450	
	イオンモール	3,600	1,524.00	5,486,400	
	コシダカホールディングス	5,800	505.00	2,929,000	
	総合警備保障	1,700	5,160.00	8,772,000	
	ディップ	1,400	2,554.00	3,575,600	
	ツクイ	4,800	482.00	2,313,600	
	エムスリー	1,900	3,695.00	7,020,500	
	オリエンタルランド	1,000	14,280.00	14,280,000	
	サイバーエージェント	500	4,435.00	2,217,500	
	リクルートホールディングス	5,100	3,312.00	16,891,200	
	日本郵政	6,300	866.40	5,458,320	
	ベルシステム24ホールディングス	1,500	1,272.00	1,908,000	
	ベイカレント・コンサルティング	1,300	6,410.00	8,333,000	
	東京ドーム	4,000	846.00	3,384,000	
	西尾レントオール	1,700	2,263.00	3,847,100	
	乃村工藝社	3,800	861.00	3,271,800	
	セコム	900	9,075.00	8,167,500	
	ベネッセホールディングス	4,100	3,140.00	12,874,000	
	ダイセキ	1,300	2,506.00	3,257,800	
小計		956,700		1,974,242,180	
米ドル	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,310	57.00	131,670.00	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,080	55.73	115,918.40	
	CONSOLIDATED EDISON INC	1,780	74.18	132,040.40	
	DTE ENERGY COMPANY	1,340	101.26	135,688.40	
	ENTERGY CORP	1,470	95.01	139,664.70	
	HELMERICH & PAYNE	1,090	17.73	19,325.70	
	KLA CORPORATION	160	171.50	27,440.00	
	ELI LILLY & CO	1,377	153.51	211,383.27	
	NEWELL BRANDS INC	3,490	12.41	43,310.90	
	NISOURCE INC	3,150	23.27	73,300.50	
	EXELON CORP	1,620	37.43	60,636.60	
	PPL CORPORATION	3,390	26.11	88,512.90	
	PFIZER INC	3,550	37.22	132,131.00	
	ALTRIA GROUP INC	2,920	36.74	107,280.80	
	SCHLUMBERGER LTD	11,090	18.05	200,174.50	
	AT&T INC	2,800	29.79	83,412.00	
	WESTERN DIGITAL CORP	1,230	44.20	54,366.00	
	WYNN RESORTS LTD	1,040	86.94	90,417.60	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	7,980	12.06	96,238.80	
	SEAGATE TECHNOLOGY	3,260	51.06	166,455.60	
	DUKE ENERGY CORP	1,240	81.78	101,407.20	

	WESTROCK CO	470	27.00	12,690.00	
	KRAFT HEINZ CO/THE	471	29.56	13,922.76	
	WEC ENERGY GROUP INC	4	85.68	342.72	
小計		59,312		2,237,730.75	
				(239,325,303)	
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA	1,850	52.95	97,957.50	
	BCE INC	2,230	56.75	126,552.50	
	CI FINANCIAL CORP	2,970	14.63	43,451.10	
小計		7,050		267,961.10	
				(20,563,334)	
オーストラリアドル	FORTESCUE METALS GROUP LTD	7,875	12.04	94,815.00	
	ASX LTD	2,987	82.30	245,830.10	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	94,855	3.03	287,410.65	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	4,667	16.08	75,045.36	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	2,651	7.56	20,041.56	
	TABCORP HOLDINGS LTD	48,772	3.14	153,144.08	
	CIMIC GROUP LTD	1,072	23.03	24,688.16	
小計		162,879		900,974.91	
				(62,960,126)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,817	29.77	54,092.09	
	PERSIMMON PLC	6,241	22.82	142,419.62	
	GLENCORE PLC	11,106	1.4818	16,456.87	
小計		19,164		212,968.58	
				(28,292,875)	
スイスフラン	SWISSCOM AG-REG	193	500.00	96,500.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	1,282	94.30	120,892.60	
	SWISS RE AG	1,250	66.40	83,000.00	
小計		2,725		300,392.60	
				(33,103,264)	
香港ドル	CLP HOLDINGS LTD	8,700	80.00	696,000.00	
	HANG SENG BANK LTD	5,555	135.20	751,036.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	35,500	24.05	853,775.00	
小計		49,755		2,300,811.00	
				(31,751,191)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	4,100	19.70	80,770.00	
	SINGAPORE TELECOM LTD	35,200	2.72	95,744.00	
小計		39,300		176,514.00	

				(13,356,814)	
スウェーデンクローナ	TELIA CO AB	15,579	32.70	509,433.30	
	SKANSKA AB-B SHS	4,861	184.70	897,826.70	
小計		20,440		1,407,260.00	
				(15,367,279)	
ユーロ	HANNOVER RUECK SE	1,231	139.00	171,109.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	541	191.05	103,358.05	
	TERNA SPA	11,685	5.776	67,492.56	
	BOUYGUES SA	3,388	27.61	93,542.68	
	ORANGE S.A.	8,893	10.725	95,377.42	
	EDF	13,935	7.20	100,332.00	
	TOTAL SA	667	32.985	22,000.99	
	SCOR SE	4,070	24.20	98,494.00	
	IBERDROLA SA	8,381	8.80	73,752.80	
	SAMPO OYJ-A SHS	2,398	30.06	72,083.88	
	FORTUM OYJ	8,295	15.59	129,319.05	
	ELISA OYJ	2,832	54.62	154,683.84	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	1,252	19.08	23,888.16	
小計		67,568		1,205,434.43	
				(139,830,393)	
合計				2,558,792,759	
				(584,550,579)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式24銘柄	4.3%	4.4%
カナダドル	株式3銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	株式7銘柄	1.1%	1.2%
イギリスポンド	株式3銘柄	0.5%	0.5%
スイスフラン	株式3銘柄	0.6%	0.6%
香港ドル	株式3銘柄	0.6%	0.6%
シンガポールドル	株式2銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデンクローナ	株式2銘柄	0.3%	0.3%
ユーロ	株式13銘柄	2.5%	2.6%

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
日本円	第408回利付国債2年	1,000,000	1,004,600	
	第408回利付国債2年	6,000,000	6,027,600	
	第408回利付国債2年	4,000,000	4,018,400	
	第408回利付国債2年	10,000,000	10,046,000	
	第408回利付国債2年	10,000,000	10,046,000	
	第408回利付国債2年	4,000,000	4,018,400	
	第408回利付国債2年	4,000,000	4,018,400	
	第408回利付国債2年	4,000,000	4,018,400	
	第408回利付国債2年	8,000,000	8,036,800	
	第408回利付国債2年	6,000,000	6,027,600	
	第409回利付国債2年	8,000,000	8,038,720	
	第409回利付国債2年	15,000,000	15,072,600	
	第409回利付国債2年	17,000,000	17,082,280	
	第409回利付国債2年	4,000,000	4,019,360	
	第409回利付国債2年	10,000,000	10,048,400	
	第409回利付国債2年	9,000,000	9,043,560	
	第410回利付国債2年	9,000,000	9,045,540	
	第410回利付国債2年	8,000,000	8,040,480	
	第410回利付国債2年	16,000,000	16,080,960	
	第129回利付国債(5年)	5,000,000	5,018,700	
	第131回利付国債(5年)	43,000,000	43,224,030	
	第139回利付国債5年	12,000,000	12,118,560	
	第142回利付国債5年	24,000,000	24,255,840	
	第143回利付国債5年	15,000,000	15,161,100	
	第11回利付国債40年	4,000,000	4,438,440	
	第12回利付国債40年	2,000,000	2,013,080	
	第12回利付国債40年	5,000,000	5,032,700	
	第325回利付国債10年	17,000,000	17,394,570	
	第333回利付国債10年	17,000,000	17,497,590	
	第347回利付国債10年	25,000,000	25,376,000	
	第347回利付国債10年	16,000,000	16,240,640	
	第353回利付国債10年	30,000,000	30,415,200	
	第354回利付国債10年	21,000,000	21,270,690	
	第355回利付国債10年	19,000,000	19,225,530	
	第356回利付国債10年	11,000,000	11,118,470	
	第357回利付国債10年	15,000,000	15,151,350	
	第357回利付国債10年	19,000,000	19,191,710	
	第358回利付国債10年	1,000,000	1,009,350	
	第4回利付国債30年	3,000,000	3,901,380	
	第32回利付国債30年	5,000,000	6,873,850	
	第34回利付国債30年	7,000,000	9,582,160	
	第37回利付国債30年	8,000,000	10,593,200	
	第43回利付国債30年	4,000,000	5,183,160	
	第46回利付国債30年	8,000,000	10,023,360	
	第49回利付国債30年	6,000,000	7,393,680	

	第 6 2 回利付国債 3 0 年	5,000,000	5,038,100	
	第 6 3 回利付国債 3 0 年	5,000,000	4,904,100	
	第 6 4 回利付国債 3 0 年	11,000,000	10,787,370	
	第 6 5 回利付国債 3 0 年	1,000,000	980,530	
	第 6 5 回利付国債 3 0 年	2,000,000	1,961,060	
	第 6 5 回利付国債 3 0 年	14,000,000	13,727,420	
	第 9 8 回利付国債 2 0 年	4,000,000	4,652,360	
	第 1 2 1 回利付国債 2 0 年	9,000,000	10,737,990	
	第 1 3 0 回利付国債 2 0 年	6,000,000	7,169,700	
	第 1 3 2 回利付国債 2 0 年	5,000,000	5,931,600	
	第 1 3 3 回利付国債 2 0 年	15,000,000	17,967,300	
	第 1 4 6 回利付国債 2 0 年	9,000,000	10,826,910	
	第 1 4 7 回利付国債 2 0 年	7,000,000	8,342,460	
	第 1 5 1 回利付国債 2 0 年	17,000,000	19,412,810	
	第 1 6 7 回利付国債 2 0 年	8,000,000	8,238,400	
	第 1 6 7 回利付国債 2 0 年	10,000,000	10,298,000	
	第 1 6 8 回利付国債 2 0 年	5,000,000	5,057,600	
	第 1 7 0 回利付国債 2 0 年	22,000,000	21,840,060	
	第 1 7 1 回利付国債 2 0 年	4,000,000	3,970,560	
	第 1 7 1 回利付国債 2 0 年	9,000,000	8,933,760	
	第 1 7 1 回利付国債 2 0 年	8,000,000	7,941,120	
	第 1 7 2 回利付国債 2 0 年	1,000,000	1,011,150	
小計		672,000,000	702,168,800	
米ドル	US TREASURY N/B 2.375%	1,140,000	1,186,045.31	
	US TREASURY N/B 2.5%	2,510,000	2,730,997.66	
	US TREASURY N/B 2.5%	260,000	282,892.18	
	US TREASURY N/B 1.625%	360,000	384,440.62	
	US TREASURY N/B 2.625%	390,000	456,178.12	
	US TREASURY N/B 2.625%	250,000	292,421.87	
	US TREASURY N/B 2.625%	160,000	187,150.00	
	US TREASURY N/B 1.625%	910,000	942,632.03	
	US TREASURY N/B 6%	660,000	870,735.94	
	US TREASURY N/B 4.75%	440,000	729,282.81	
	US TREASURY N/B 3.75%	705,000	1,049,789.06	
	US TREASURY N/B 3.75%	120,000	178,687.50	
	US TREASURY N/B 2%	150,000	172,412.10	
小計		8,055,000	9,463,665.20	
			(1,012,138,993)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 1.0%	350,000	362,869.50	
	CANADA-GOV'T 5.75%	80,000	116,708.80	
	CANADA-GOV'T 4%	50,000	77,248.50	
小計		480,000	556,826.80	
			(42,730,888)	
オーストラリア ドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	290,000	324,713.00	

	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	50,000	60,380.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	40,000	48,304.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	150,000	190,905.00	
小計		530,000	624,302.00	
			(43,626,223)	
イギリスポンド	UK TSY GILT 1%	420,000	435,855.00	
	TREASURY 4.5%	20,000	31,348.00	
	TREASURY 4.5%	20,000	31,348.00	
	TREASURY 4.5%	10,000	15,674.00	
	UK TSY GILT 1.75%	410,000	539,232.00	
	UK TSY GILT 1.75%	10,000	13,152.00	
	UK TSY GILT 1.75%	30,000	39,456.00	
	UK TSY GILT 1.75%	10,000	13,152.00	
小計		930,000	1,119,217.00	
			(148,687,978)	
マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVT 3.659%	510,000	513,258.39	
小計		510,000	513,258.39	
			(12,667,217)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 1.5%	1,220,000	1,299,239.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	720,000	1,137,168.00	
小計		1,940,000	2,436,407.00	
			(26,605,564)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.75%	530,000	585,067.00	
小計		530,000	585,067.00	
			(6,108,099)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 6.5%	2,370,000	2,433,516.00	
	MEXICAN BONOS 7.5%	140,000	152,964.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	860,000	1,011,037.50	
小計		3,370,000	3,597,517.50	
			(16,296,754)	
イスラエルシェケル	ISRAEL FIXED 1%	160,000	162,136.00	
	ISRAEL FIXED 1%	130,000	131,735.50	
小計		290,000	293,871.50	
			(8,945,448)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 2.75%	370,000	410,700.00	
	POLAND GOVT BOND 2.75%	70,000	77,700.00	
小計		440,000	488,400.00	

			(12,454,200)	
ユーロ	BUNDESSCHATZANW 0%	40,000	40,204.40	
	DEUTSCHLAND REP 0%	260,000	274,099.80	
	DEUTSCHLAND REP 0%	120,000	126,507.60	
	DEUTSCHLAND REP 0%	90,000	94,880.70	
	DEUTSCHLAND REP 1.25%	80,000	110,827.20	
	BTPS 3.75%	270,000	277,778.70	
	BTPS 5.5%	480,000	535,824.00	
	BTPS 4.5%	280,000	316,204.00	
	BTPS 4.5%	140,000	158,102.00	
	BTPS 4.5%	10,000	11,725.00	
	BTPS 5.25%	80,000	103,960.00	
	BTPS 5.25%	300,000	389,850.00	
	BTPS 5%	260,000	363,714.00	
	BTPS 3.85%	100,000	124,110.00	
	BTPS 2.8%	100,000	101,200.00	
	FRANCE O.A.T. 0%	470,000	475,029.00	
	FRANCE O.A.T. 0%	90,000	90,963.00	
	FRANCE O.A.T. 0%	40,000	40,428.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	350,000	365,470.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	160,000	167,072.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	40,000	41,768.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	80,000	83,536.00	
	FRANCE O.A.T. 1.25%	70,000	79,408.00	
	FRANCE O.A.T. 1.25%	230,000	261,487.00	
	FRANCE O.A.T. 2%	40,000	53,200.00	
	FRANCE O.A.T. 2%	170,000	226,100.00	
	SPANISH GOV'T 4.8%	174,000	204,745.80	
	SPANISH GOV'T 3.8%	372,000	426,460.80	
	SPANISH GOV'T 2.75%	470,000	524,614.00	
	SPANISH GOV'T 1.45%	150,000	159,645.00	
	SPANISH GOV'T 1.45%	160,000	170,288.00	
	SPANISH GOV'T 2.7%	90,000	113,454.00	
	SPANISH GOV'T 2.7%	90,000	113,454.00	
	BELGIAN 4%	150,000	162,780.00	
	BELGIAN 0347 0.9%	185,000	200,928.50	
	BELGIAN 0348 1.7%	100,000	123,490.00	
	IRISH GOVT 1.1%	20,000	21,756.00	
	IRISH GOVT 1.7%	110,000	129,822.00	
	IRISH GOVT 1.7%	20,000	23,604.00	
小計		6,441,000	7,288,490.50	
			(845,464,898)	
国債証券計			2,877,895,062	
			(2,175,726,262)	

合計			2,877,895,062	
			(2,175,726,262)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 9 銘柄	18.3%	18.6%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	0.8%	0.8%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	0.8%	0.8%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	2.7%	2.7%
マレーシアリングgit	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.1%	0.1%
メキシコペソ	国債証券 3 銘柄	0.3%	0.3%
イスラエルシェケル	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	国債証券26銘柄	15.2%	15.6%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2020年5月11日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,699,025	-	8,700,000	975
	ユーロ	8,699,025	-	8,700,000	975
合計		-	-	-	975

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

**2【ファンドの現況】**

(2020年5月29日現在)

**【純資産額計算書】**

資産総額	7,319,349,174 円
負債総額	5,740,678 円
純資産総額( - )	7,313,608,496 円
発行済口数	9,456,911,248 口
1口当たり純資産額( / )	0.7734 円
(1万口当たり純資産額)	(7,734 円)

(参考)

スーパーバランス マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	5,760,993,893 円
負債総額	51,499,810 円
純資産総額( - )	5,709,494,083 円
発行済口数	3,927,471,624 口
1口当たり純資産額( / )	1.4537 円
(1万口当たり純資産額)	(14,537 円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 : 10億円

会社が発行する株式総数 : 33,220株

発行済株式総数 : 18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年5月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	152 本	1,707,846,397,246 円
単位型株式投資信託	6 本	18,474,835,962 円
合計	158 本	1,726,321,233,208 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,783,641	8,487,669
前払費用	166,084	149,996
未収委託者報酬	1,653,543	1,573,822
未収運用受託報酬	124,755	130,905
未収投資助言報酬	256,406	261,532
差入保証金	-	181,690
その他	186	38
流動資産合計	10,984,617	10,785,656
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 167,904	<sup>1</sup> 4,057
器具備品	<sup>1</sup> 153,164	<sup>1</sup> 123,677
建設仮勘定	35,501	6,336
有形固定資産合計	356,569	134,071
無形固定資産		
ソフトウェア	60,361	95,476
電話加入権	6,662	6,662
ソフトウェア仮勘定	13,000	-
その他	3	-
無形固定資産合計	80,028	102,138
投資その他の資産		
投資有価証券	2,022	-
長期差入保証金	181,690	300,000
長期前払費用	4,920	2,889
前払年金費用	45,606	9,979
繰延税金資産	43,576	122,271
投資その他の資産合計	277,816	435,140
固定資産合計	714,413	671,350
資産合計	11,699,031	11,457,007

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	87,372	55,062
未払金	917,223	869,140
未払収益分配金	134	143
未払手数料	600,682	539,255
その他未払金	316,406	329,741
未払費用	40,858	34,549
未払法人税等	398,894	247,148
未払消費税等	93,070	140,907
賞与引当金	125,179	130,550
資産除去債務	-	62,571
流動負債合計	1,662,600	1,539,930
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	58,882	-
固定負債合計	58,882	-
負債合計	1,721,483	1,539,930
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,287,707	2,227,250
利益剰余金合計	5,462,748	5,402,292
株主資本合計	9,977,532	9,917,076
<b>評価・換算差額等</b>		
<sub>1</sub> その他有価証券評価差額金	15	-
評価・換算差額等合計	15	-
純資産合計	9,977,548	9,917,076
負債・純資産合計	11,699,031	11,457,007

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,438,402	6,850,468
受入手数料	4,468	1,793
運用受託報酬	1,821,257	1,919,226
投資助言報酬	581,193	555,313
営業収益合計	8,845,322	9,326,801
営業費用		
支払手数料	2,241,473	2,330,306
広告宣伝費	43,065	62,095
公告費	375	750
調査費	1,580,451	1,683,927
調査費	584,064	661,179
委託調査費	996,386	1,022,747
委託計算費	365,866	363,070
営業雑経費	157,569	143,974
通信費	22,936	20,446
印刷費	118,976	106,638
協会費	9,325	12,628
諸会費	5,804	4,261
営業雑費	525	0
営業費用合計	4,388,800	4,584,125
一般管理費		
給料	1,657,528	1,846,336
役員報酬	76,585	76,381
給料・手当	1,269,478	1,413,822
賞与	311,465	356,133
賞与引当金繰入	125,179	130,550
法定福利費	251,898	276,448
福利厚生費	31,313	33,441
交際費	2,071	3,232
寄付金	200	200
旅費交通費	34,359	32,621
租税公課	71,711	71,876
不動産賃借料	202,713	207,615
退職給付費用	84,659	110,387
固定資産減価償却費	88,029	104,847
事務委託費	98,081	139,713
諸経費	99,121	76,644
一般管理費合計	2,746,868	3,033,916
営業利益	1,709,653	1,708,759

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2018年4月 1日	(自	2019年4月 1日
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)
営業外収益				
受取利息		179		208
受取配当金		-		2
投資有価証券売却益		-		37
償還金等時効完成分		7,169		31
保険契約返戻金・配当金		<sup>1</sup> 1,332		<sup>1</sup> 1,389
為替差益		-		473
雑益		691		1,400
営業外収益合計		9,373		3,543
営業外費用				
為替差損		48		-
投資有価証券売却損		-		8
時効成立後支払償還金		-		2,312
雑損失		1,547		997
営業外費用合計		1,596		3,317
経常利益		1,717,430		1,708,985
特別損失				
移転関連費用		-		<sup>2</sup> 168,847
特別損失合計		-		168,847
税引前当期純利益		1,717,430		1,540,137
法人税、住民税及び事業税		548,652		490,515
法人税等調整額		19,999		78,687
法人税等合計		528,652		411,827
当期純利益		1,188,777		1,128,310

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754
当期変動額					
剰余金の配当			933,999	933,999	933,999
当期純利益			1,188,777	1,188,777	1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	254,777	254,777	254,777
当期末残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,722,754
当期変動額			
剰余金の配当			933,999
当期純利益			1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	254,793
当期末残高	15	15	9,977,548

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532
当期変動額					
剰余金の配当			1,188,766	1,188,766	1,188,766
当期純利益			1,128,310	1,128,310	1,128,310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	60,456	60,456	60,456
当期末残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	15	15	9,977,548
当期変動額			
剰余金の配当			1,188,766
当期純利益			1,128,310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	60,472
当期末残高	-	-	9,917,076

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	50,882千円	68,745千円
器具備品	283,070千円	342,079千円

## (損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,332千円	1,389千円

## 2 移設関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

建物付属設備	149,274千円
システム関係	9,877千円
什器備品	9,319千円
少額資産	376千円

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2019年11月28日の取締役会における現在の虎ノ門36森ビルから大手町プレイスへの移転の決議に伴い、新オフィスへの移転が不可能な資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは新オフィスへの移転が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を移設関連費用として計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

## （リース取引関係）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
1年内	8,789	8,789
1年超	20,507	11,718
合計	29,296	20,507

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価格の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,783,641	8,783,641	-
(2) 未収委託者報酬	1,653,543	1,653,543	-
(3) 未収運用受託報酬	124,755	124,755	-
(4) 未収投資助言報酬	256,406	256,406	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	2,022	2,022	-
(6) 長期差入保証金	181,690	184,263	2,572
資産計	11,002,059	11,004,632	2,572
(1) 未払手数料	600,682	600,682	-
(2) その他未払金	316,406	316,406	-
負債計	917,089	917,089	-

当事業年度 (2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,487,669	8,487,669	-
(2) 未収委託者報酬	1,573,822	1,573,822	-
(3) 未収運用受託報酬	130,905	130,905	-
(4) 未収投資助言報酬	261,532	261,532	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
(6) 差入保証金	181,690	181,690	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,008	12,991
資産計	10,935,620	10,922,629	12,991
(1) 未払手数料	539,255	539,255	-
(2) その他未払金	329,741	329,741	-
負債計	868,997	868,997	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(6) 差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,783,536	-	-	-
未収委託者報酬	1,653,543	-	-	-
未収運用受託報酬	124,755	-	-	-
未収投資助言報酬	256,406	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	1,004	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,818,241	1,004	181,690	-

当事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,487,669	-	-	-
未収委託者報酬	1,573,822	-	-	-
未収運用受託報酬	130,905	-	-	-
未収投資助言報酬	261,532	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-
差入保証金	181,690	-	-	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	10,635,620	-	300,000	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,022	2,000	22
小計	2,022	2,000	22
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,022	2,000	22

当事業年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	2,028	37	8

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	65,364	千円
退職給付費用	84,659	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	64,901	"
前払年金費用の期末残高	45,606	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	702,199	千円
年金資産	748,078	"
	45,879	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"
前払年金費用	45,606	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 84,659 千円

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	45,606	千円
退職給付費用	110,387	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	74,761	"
前払年金費用の期末残高	9,979	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	742,154	千円
年金資産	752,407	"
	10,252	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,979	"
前払年金費用	9,979	"

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,979	〃
---------------------	-------	---

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 110,387 千円

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
<b>繰延税金資産</b>				
賞与引当金繰入限度超過額	38,330	千円	39,974	千円
未払事業税	24,142	〃	18,922	〃
資産除去債務	18,029	〃	19,159	〃
減損損失	-	〃	51,701	〃
その他	9,379	〃	9,384	〃
繰延税金資産小計	89,882	〃	139,142	〃
評価性引当額	19,573	〃	1,494	〃
繰延税金資産合計	70,308	〃	137,647	〃
<b>繰延税金負債</b>				
資産除去費用	12,760	〃	12,321	〃
前払年金費用	13,964	〃	3,055	〃
その他有価証券評価差額金	7	〃	-	〃
繰延税金負債合計	26,732	〃	15,376	〃
繰延税金資産の純額	43,576	〃	122,271	〃

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
法定実効税率	-	%	30.62	%
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	〃	0.04	〃
評価性引当額の増減	-	〃	-1.18	〃
雇用拡大促進税制の特別控除	-	〃	-2.90	〃
住民税均等割	-	〃	0.15	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	%	26.73	%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.027%~1.314%を適用しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
期首残高	58,490	千円	58,882	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	391	"	396	"
見積もりの変更による増加額	-	"	3,291	"
期末残高	58,882	千円	62,571	千円

## 4. 当該資産除去債務の見積もりの変更

当事業年度において不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、オフィス移転の決議に伴い、見積もりの変更を行っております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	6,438,402	4,468	1,821,257	581,193	8,845,322

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	6,850,468	1,793	1,919,226	555,313	9,326,801

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	406,364	未収投資助言報酬	215,154
							支払手数料	438,123	未払手数料	126,032

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	250,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	410,511	未収投資助言報酬	229,693
							支払手数料	470,663	未払手数料	143,178

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	528,275円96銭	525,074円18銭
1株当たり当期純利益金額	62,941円57銭	59,740円05銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,977,548	9,917,076
普通株式に係る純資産額(千円)	9,977,548	9,917,076
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(千円)	1,188,777	1,128,310
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,188,777	1,128,310
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(2020年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

(2020年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
島大証券株式会社	100	
第四北越証券株式会社 1	600	
楽天証券株式会社	7,495	
松井証券株式会社	11,945	
aucapコム証券株式会社	7,196	
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会 2	111,875	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

1 新規販売を停止しています。

2 全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

## (3) 投資顧問会社

(2020年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
りそなアセットマネジメント株式会社	1,000	投資運用業、投資助言・代理業(投資助言業)を営んでいます。

**2【関係業務の概要】****(1) 受託会社**

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

**(2) 販売会社**

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**(3) 投資顧問会社**

ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言を行います。

**3【資本関係】****(1) 受託会社**

該当事項はありません。

**(2) 販売会社**

該当事項はありません。

**(3) 投資顧問会社**

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

名称、資本金の額及び事業の内容

(2020年7月27日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**関係業務の概要**

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

**資本関係**

該当ありません。

**第3【参考情報】**

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

2019年11月18日	臨時報告書
2019年12月16日	臨時報告書
2020年 1月17日	臨時報告書
2020年 2月 7日	有価証券報告書、有価証券届出書
2020年 2月18日	臨時報告書
2020年 3月16日	臨時報告書
2020年 4月16日	臨時報告書

**独立監査人の監査報告書**

2020年6月5日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の2019年11月12日から2020年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の2020年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。